

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名	市場への出入等に対する禁止
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例
根 拠 条 項	第 8 5 条 第 1 項 又 は 第 2 項
連 絡 先	(電 話 6 2 8 - 2 7 5 9)
処 分 基 準	基 準 第 8 5 条 市場への出入，市場施設の使用又は物品の搬入，搬出及び市場内の運搬については，市長の指示に従わなければならない。 2 市長は，前項の指示に従わない者に対しては，市場への出入，市場施設の使用又は物品の搬入，搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日 平成 2 6 年 8 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更)